

上海からの誘客促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中国から福井県への観光客誘致を促進するため、小松ー上海便、富山ー上海便を利用した団体旅行ツアーまたは個人旅行ツアーに対し、送客人数に応じた助成金（以下「商品造成助成金」という。）を旅行業者に交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる事業実施者は、福井県内に本店または支店を置く旅行業者とする。

(助成金の交付条件)

第3条 助成金の交付条件は次のとおりとする。

- (1) 福井県内に本店または支店を置く旅行業者が、旅行業務の全部または一部を取扱うこと。
- (2) 次に規定する団体旅行ツアーまたは個人旅行ツアーを実施すること。ただし、公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）会長が特に認める場合についてはこの限りではない。
 - ① 令和6年7月1日から令和7年2月21日までに出発する小松ー上海便、富山ー上海便を利用するとともに、福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、福井県内観光地・施設を1箇所以上訪問する15名以上の団体旅行ツアー。なお、「15名」には日本国外から渡航する添乗員を1名まで含み、日本に居住する添乗員および通訳案内士並びにバスのドライバーは含まない。
 - ② 令和6年7月1日から令和7年2月21日までに出発する小松ー上海便、富山ー上海便を利用するとともに、福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、福井県内観光地・施設を1箇所以上訪問する個人旅行ツアー。但し、1箇月累計で15名以上実施することとし、1箇月の単位は当月1日から当月月末までとする。
- (3) 連盟または福井県から送客助成や広告支援等を受けていない旅行ツアーであること。
- (4) 日本の居住者を対象としたツアーでないこと。

(助成金の額等)

第4条 連盟は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において事業実施者に助成する。

区分		金額
小松－上海便、富山－上海便を利用する場合	往復利用	送客人数 1 名につき 金 10,000 円を乗じた金額
	片道利用	送客人数 1 名につき 金 5,000 円を乗じた金額

(交付の申請)

第 5 条 事業実施者は、連盟にメールにて日本語で記載した交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 前項の申請は、送客を開始する日の 15 日前（15 日前が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに提出すること（必着）。申請前に行われた送客については、助成の対象としない。

【提出先】

公益社団法人福井県観光連盟 誘客推進事業部

(メール) info@fukuioyado.com

(交付の内定および通知)

第 6 条 前項の申請があった場合、連盟はその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第 2 号）により事業実施者に通知するものとする。なお、審査は申請の到着順に行うこととし、助成額が連盟の予算額に達した時点で申請の受付を終了する。

(事業の変更または中止)

第 7 条 事業実施者は、交付決定を受けた事業計画の内容を変更または中止する場合や、旅行日程または交付決定金額に変更が生じる見込みとなった場合は、変更となる送客の開始前に日本語で記載した事業計画変更申請書（様式第 3 号）をメールにて連盟に提出し、その承認を受けなければならない。なお、提出先は第 5 条 2 項に記載する宛先とする。

(内定の変更)

第 8 条 連盟は、事業実施者に事業の進捗状況等について照会することができる。このとき、助成事業者は、照会を受けてから 14 日以内に事業の進捗状況、今後の見込み等について、文書で回答しなければならない。

2 連盟は、前項の文書または第 7 条による事業計画変更申請書を審査し、内定を変更することができる。

3 前項に規定する場合において、連盟は、事業実施者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 事業実施者は、交付決定を受けた旅行ツアーの完了日（福井県内の旅行ツアー終了日が基準）から起算して14日以内または令和7年3月7日のいずれか早い日までに、助成事業の成果を日本語で記載した実績報告書等（様式第4号および様式第5号）に係る書類を添えて、メールにて連盟に提出しなければならない（必着）。なお、提出先は第5条2項に記載する宛先とする。

(助成金の交付等)

第10条 事業実施者から前条の実績報告があった場合、連盟は検査を行い、適当と認めるときは申請者が指定する銀行口座へ助成金を振り込む。

2 助成金の交付の送金手数料は、事業実施者が負担するものとし、その支払いは交付金額から当該手数料を控除することにより行うものとする。

(遂行状況の報告)

第11条 連盟は、交付決定を受けた者に対し、必要があると認める場合、助成事業の遂行の状況を報告させることとする。

2 前項の報告の結果、連盟が、旅行ツアーが助成の要件を満たしていない、または旅行ツアーの実施が困難であると認める場合は、交付決定を取り消すこととする。

(助成金の交付の内定等の取消しおよび返還)

第12条 連盟は、助成金の交付を受けた事業実施者がこの要綱の規定に違反したとき、または事業計画書や交付申請等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付の内定や決定を取消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。